

ID: 225

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	開発事業の変更の承認等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市人にやさしいまちづくり条例 第31条第1項及び第2項		
例 規 番 号	平成19年条例第68号		
【根拠条文】 (開発事業の変更の申請等) 第31条 開発事業者は、審査願を市長に提出し、前条に規定する同意又は承認を得るまでの間に、開発事業の計画を変更しようとするときは、直ちに規則で定めるところにより届け出て、市長の同意又は承認を得なければならない。ただし、市長の指導若しくは助言に基づく変更又は規則で定める軽易な変更をするときは、この限りでない。 2 開発事業者は、前条に規定する同意又は承認を得た後、開発事業の計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に開発事業変更届を提出し、市長の同意又は承認を得なければならない。ただし、規則で定める軽易な変更をするときは、この限りでない。 3 市長は、前項の規定により提出された開発事業の変更の内容が、審査の結果、次章に規定する法の規定に基づく開発許可の基準及び第9章に規定する公共公益施設の整備基準に適合する場合は、前条の例により行うものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日